

保険年金

国民健康保険料 簡易申告書の提出を

簡易申告書を送ります。5月12日までに必ず提出してください。

なお、既に収入状況が判明している方には送付しません。

国民健康保険
届出は14日以内に

次のときは、必ず14日以内に国民健康保険の届け出をしてください。

保険料の算定に必要な収入状況が確認できなかった方へ、4月下旬から、



後期高齢者医療制度

令和3年度の保険料

■保険料の軽減措置

世帯内の所得水準に応じた均等割額の軽減措置が見直され、7・75割軽減の対象の方は7割軽減になります。

令和3年度の保険料額

4月1日(賦課期日)現在、算定基礎となる令和2年中の総所得金額を把握できないため、把握できる7月に、年間保険料を算定して被保険者全員に通知します。

なお、特別徴収(年金からの支払い)の方は、令和2年度の保険料額を

・脱退した(被扶養者を含む)子どもが生まれた

▽生活保護を受けるようになった・受けなくなった

▽被保険者が死亡した

届出が遅れた期間に保険料が発生する場合は、さかのぼって納めていただくこととなります。

この期間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担となります。

国民健康保険の資格がなくなった後に国民健康保険で受診した場合は、国民健康保険から医療機関に支払った医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、75歳になり後期高齢者医療制度に移行したときの届け出は不要です。

■福祉医療費を助成

市に住民登録があり、健康保険に加入している方を対象に、医療費の自己負担の一部を助成しています。

次の要件に該当し、医療証の交付を受けていない方は、区役所保険年金課へ申請してください。

▼重度障害者医療

身体障害者手帳1・2級か、療育手帳Aか、療育手帳B1と身体障害者手帳か、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。または、特定医療費(指定難病)受給者証か特定疾患医療受給者証をお持ちの方で障害年金1級第9号若しくは、

特別児童扶養手当1級第9号に該当する方。所得制限があります。

▼ひとり親家庭医療

ひとり親家庭の18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子どもと、その子どもを監護する父か母、養育者(里親を除く)。所得制限があります。

▼子ども医療

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども。

なお、進学などのため転出する子どもについては、保護者が本市に住民登録があり一定の条件を満たすときは4月から助成対象となります。

■国民年金保険料を改定

令和3年度の1カ月の保険料は、前年度から70円引き上げられ、定額保険料が1万66610円になります。

付加保険料は4000円です。

なお、令和3年度分の国民年金保険料の納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

全額免除や納付猶予を承認されている方には送付されません。

また、一部免除を承認されている方には、4~6月の納付書が送付されます。

堺東年金事務所(☎238・5101 FAX221・1233) 区役所保険年金課(☎849区1ページ)

税

市・府民税の申告は 4月15日まで



市・府民税の申告をお忘れなく！
感染拡大防止のため
郵送申告にご協力ください

納メ～る

金

出された場合は、申告書の内容が市・府民税の当初の算定や所得・課税証明書に反映されない場合があります。

この場合は、次の納期以降で反映し、市・府民税額が変更となる方に対して、納税通知書や税額の決定・変更通知書によりお知らせします。

市・府民税課(☎0570・001・731 ☎FAX区1ページ)

令和3年度の土地と家屋の縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

市内の土地に対する固定資産税の納税者は、所有資産と同一区内の他の土地について縦覧できます。

家屋についても同様です。

▼日時

4月1日~5月31日(土・日曜日、祝日を除く)9~17時15分

▼場所

固定資産税課、税務サービス課(堺区市税の窓口)

縦覧できる方
固定資産税(市内の土地・家屋)の納税者か同一世帯の親族
それ以外の方が縦覧する場合は納税者の委任状が必要です。

縦覧する方は、本人確認のできるもの(マイナンバー)

カード、運転免許証、健康保険証など)を持参してください。

▼縦覧できる内容

▽土地所在地、地目、地積、評価額

▽家屋所在地、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、評価額

なお、評価額に不服がある場合は、4月1日以降、納税通知書を受け取った日の翌日から3カ月以内に、固定資産評価審査委員会へ審査の申し出ができます。

固定資産税課(☎FAX区1ページ)

固定資産課税台帳の閲覧や証明書の請求

土地・家屋について、固定資産税の納税義務者の他に、借地人は借りている土地、借家人は借りている家屋とその敷地に限り、評価額などを閲覧でき、評価(公課)証明書の請求もできます。

閲覧や証明書の請求には、本人確認のできるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)と借借人であることを証明する書類(貸借契約書など)、1件当たり200円の手数料(納税義務者が自分の固定資産を閲覧する場合は無料)が必要です。

▼閲覧場所

固定資産税課、各区市税の窓口
▽証明書発行Ⅱ区役所市民課
固定資産税課(☎FAX区1ページ)

●収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。